

# 松浪地区まちぢから協議会 市民安全部会

## 平成 26 年度 第 5 回幹事会議事録

平成 26 年 11 月 21 日(金)13:30~16:05

松浪自治会館 小会議室

### 1. 出席者(敬称略)

前田積、柳生順一、刈間昌仁、益田貴正、中田智大、植松伸擴、北村嘉秀(議事録作成)

### 2. 資料

#### 2-1 今回配布資料

- (1) 松浪地区まちぢから協議会 第 5 回市民安全部会の幹事会 次第
- (2) 市民安全部会で取り上げるべき課題とその解決方法(案)
- (3) 不審者に対する情報、注意喚起について
- (4) 冠水の有無の調査依頼について
- (5) 空き家の現状について/千葉市空き家等の適性管理に対する条例
- (6) 狭あい道路のセットバックについて
- (7) その他

### 3. 議事

上記文書について打合せを行った結果の追加、削除及び修正を以下に示す。

#### 3-1 市民安全部会で取り上げるべき課題とその解決方法(案)

##### (1) 防犯灯の適性配置

- (a) 松浪地区全体の明るさ基準値を作る。その値を基準にして暗い箇所(特に交差点)を測定するように、各自治会に依頼する。---毎年 3 月に、茅ヶ崎市安全対策課から『防犯灯新設要望について』で防犯灯新設要望に対処しているので、防犯灯は十分であると推測される。しかし、夜間パトロールでは新設要望がある。防犯灯新設要望については個人の感覚で処理されてきたが、前述の基準値に基づいた測定が必要と考える。
- (b) 防犯灯に対しては、設置するための柱が必要であるが、東京電力は設置を許可するが、NTT は許可しない。
- (c) 茅ヶ崎市安全対策課も適性配置に対しては、協力したいと言っている。

##### (2) 振込み及び勧誘電話対策の推進

- (a) 振込み詐欺の撲滅運動キャンペーンを行う。例えば松浪地区まちぢから協議会の機関紙『まつなみだより』に掲載するとか、社会福祉協議会のブロック別交流会での宣伝活動とか。
- (b) 警察署の講和に対しては、安全対策課から警察署へ依頼することができる。
- (c) 『迷惑電話チェッカー』は、親子電話の子の場合は上手くいかない。

##### (3) 自転車盗難対策

- (a) 『無施錠注意』の看板を辻堂駅前近くの自転車預け所(4~5 箇所)に設けることを茅ヶ崎市安全対策課と自転車預け所に相談して行う。
- (b) 防犯カメラの設置の団体に対しては、80000 円/1 台の補助金が出る。

- (c) 2014-11-18 に警察署と茅ヶ崎市安全対策課とでダブルロツク推進のキャンペーンを茅ヶ崎駅前新栄町で行っていた。
- (d) 振込み詐欺に対する警告を神奈川県警察が、抜き取りで個人宅に行っているそうである。
- (4) 自転車の乗り方マナーについて
  - (a) 団体の解決策『②学童見守り隊、防犯パトロール隊に(マナーアップ指導員)を兼任していただき、ルール違反者に直接注意を促す。なお、(マナーアップ指導員)は腕章等を着用する。』は、効果がないので取り下げる。---警察官以外の一般の人では効果がない。
  - (b) 浜竹 1/2 丁目では松浪交差点のパトロールに 1~2 回/月程度、警察官が参加している。他の場所にも警察官参加を茅ヶ崎市安全対策課から依頼できないか。
  - (c) 運動会で父兄等に『マナーワッペン(例えばキープレフト)』を市内 17 校で配布している。それを自転車に貼っている。富士見町では 500 枚(1 枚 10 円)作っていた。自分の自転車に貼ると自粛し、マナーがよくなると思われる。
- (5) 冠水問題
  - (a) 市道 1450 号線の A 区間工事は現在工事中である。
  - (b) 浜竹 1 丁目にも冠水したことがあるが、どこから水がきているか解らない。大きな下水溝及びオープンな下水溝の地図があればよい。

### 3-2 不審者に対する情報、注意喚起について

不審者情報の放送を要望していく。茅ヶ崎市自治会連絡協議会でも 2014-12 に本議題を討議する予定である。---茅ヶ崎市は、防災行政無線に関する規程『地域防災無線運用規定』、『地域防災無線運用要項』があり、それによって運用している。

### 3-3 冠水の有無の調査依頼について

特にコメントがなかった。(本議事録記載者の考え:各自治会に依頼していく。)

### 3-4 空き家の現状について/千葉市空き家等の適性管理に対する条例

特に打合せなし。

### 3-5 狭あい道路のセットバックについて

特に打合せなし

## 4. その他

松浪地区まちぢから協議会 第 5 回市民安全部会の幹事会 次第に記載の(a) 解決策の主体について(b) 今年度の範囲について について以下のとおりとなった。

#### (1) 解決策の主体

記載とおりで行う。

#### (2) 今年度の範囲

今年度(来年 3 月)にできるところ(例えば、解決策の実施)まで進めることにする。

(市民安全部会の年間計画の目標は、解決策の立案まで)

以上